

## 渋川地区在宅医療介護連携支援センター運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 渋川地区在宅医療介護連携支援センター運営事業実施要綱（平成28年6月1日施行、以下「実施要綱」という。）第2条第2項の規定により、渋川市、榛東村、吉岡町から渋川地区在宅医療介護連携支援センター（以下「連携支援センター」という。）の運営事業を受託した一般社団法人渋川地区医師会が、連携支援センターの重要事項、運営について決定する組織として実施要綱第7条の規定により渋川地区在宅医療介護連携支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 連携支援センターの運営に関すること。
- (2) 渋川保健医療圏の在宅医療・介護連携の推進に関すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築推進に関すること。
- (4) 在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、分析及び対応策に関すること。
- (5) 在宅医療・介護連携推進のための多職種連携及び情報共有に関すること。
- (6) 在宅医療等の普及促進に関すること
- (7) その他、在宅医療等の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 渋川地区医師会長（以下「医師会長」という。）は、渋川地区在宅医療介護連携支援センター長（以下「センター長」という。）を任命する。

2 協議会の委員は次に掲げる者で組織し、医師会長が選任する。

- (1) 保健医療、福祉、介護関係者
- (2) 行政関係者
- (3) その他医師会長が特に必要と認めるもの。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長は、センター長の職にある者を充てる。

3 副会長は、委員の互選により選出する。

### (職務)

第6条 会長は、会務を代表し、会議を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又はかけたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (世話人会)

第8条 協議会には、会の円滑な運営を図るため世話人会を置く。

2 世話人会は別表に掲げる職にある者で構成する。

3 世話人会を補助するため、世話人会に実務担当者を置く。

4 実務担当者は別表に掲げる職にある者で構成する。

### (部会)

第9条 協議会には、在宅医療介護連携に係る特定事項の検討及び調整を行うため必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、世話人の意見に基づき、会長が別途定める。

3 第4条及び第5条の規定は、部会にこれを準用する。

### (庶務)

第10条 協議会の庶務は、連携支援センターにおいて処理する。

### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。